



き 基になる情報

令和8年4月号

定期的に、大町労働基準監督署から旬の情報をお届けします。

大町労働基準監督署

◎ : 安衛係からのお知らせ

令和7年発生の大町署管内の労働災害による死傷者数の統計値が出ました！ ～死亡災害多発！「墜落・転落」に注意！～

令和7年1月1日～令和7年12月31日までに大町署管内で発生した労働災害による死傷者数を集計しましたので、今月号ではその詳細を紹介します。

【全体の傾向】

大町署管内の令和7年の休業4日以上^{（以下、死傷者）}の死傷者は189人となり、令和6年と比較して24人、率にして11.3%減少しました。一方、死亡者は4人となり、令和6年と比較して1人増加しました。図1のとおり、死亡者が4人以上となるのは、平成25年以来、12年ぶりになり、令和7年は死亡災害が多発した年となりました。なお、長野労働局管内における令和7年の死亡者は11人になりますので、長野県内で発生した死亡災害のうち、3分の1以上が大町署管内で発生した形になっています。

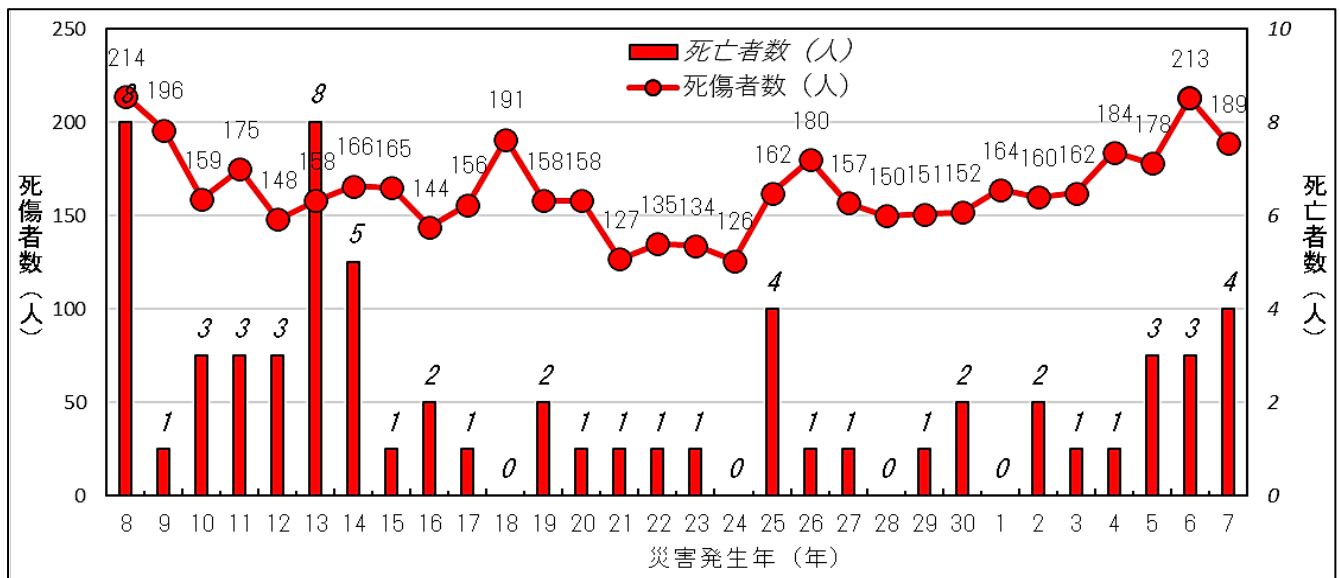


図1 死傷者数と死亡者数の推移

【事故の型別の傾向】

続いて事故の型別の傾向について紹介します。

死傷者の多い順に、「転倒」(63人、全体の33.3%)、「動作の反動・無理な動作」(35人、全体の18.5%)、「墜落・転落」(29人、全体の15.3%)等となりました。

令和6年からの増加人数が多かったのは、順に「墜落・転落」(8人増加)、「激突」(4人増加)、「動作の反動・無理な動作」(2人増加)等となりました。

なお、死亡者4人の事故の型の内訳は、「墜落・転落」が3人、「交通事故」が1人となっております。

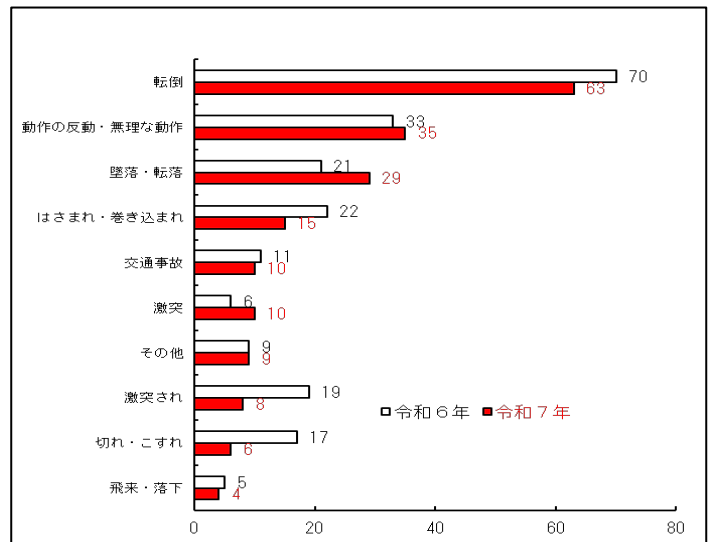


図2 事故の型別の発生状況

※次ページに続く。

令和7年は、「墜落・転落」や「激突」等の災害が増しましたが、特に、3件の死亡災害の原因となった「墜落・転落」の対策の徹底が重要になってきます。実は、「墜落・転落」による死傷者29人のうち、「2m未満からの墜落・転落」による死傷者は22人となり、7割以上を占めております（図3参照）。当然、手すり等の設置・要求性能墜落制止用器具の使用といった高所作業における対策は徹底する必要がありますが、高所作業のみならず、階段、脚立、トラックの荷台等での作業にも注意が必要になってきます。

「墜落・転落」は死亡災害に繋がりますので、今一度対策の見直し、徹底をお願いします。また、「交通事故」による死亡災害が2年連続で発生しておりますので、日頃からの交通事故防止に係る取り組みの充実もお願いします。

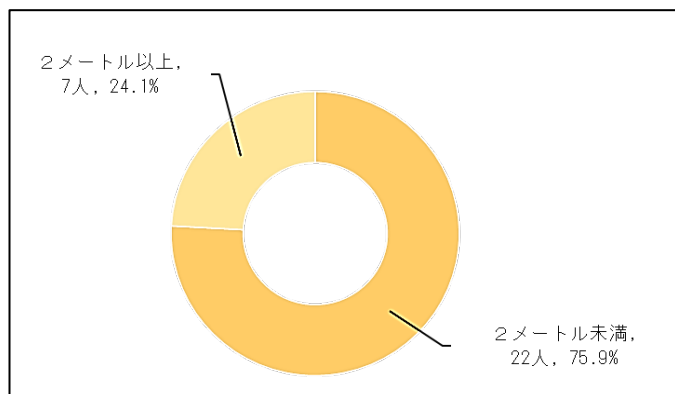


図3 「墜落・転落」の内訳

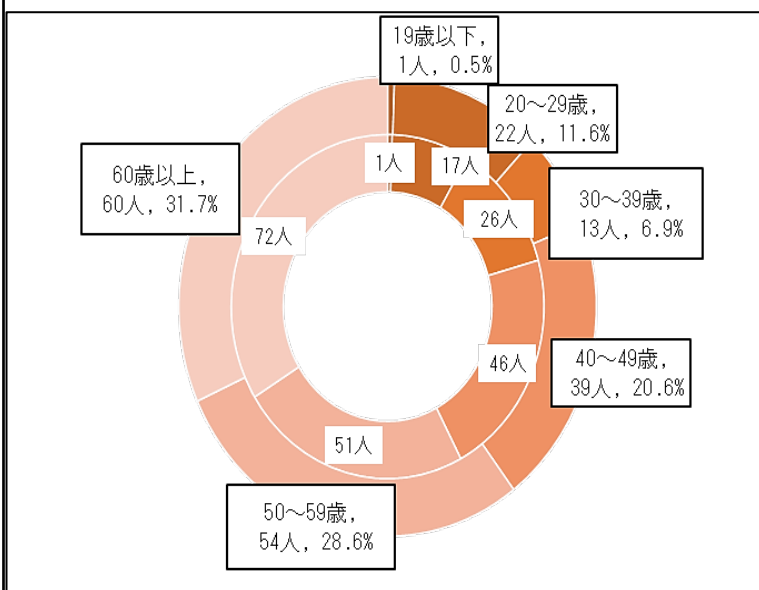


図4 「墜落・転落」の内訳

【年齢別の傾向】

続いて、被災者の年齢別の傾向について紹介します。

図4のとおり、年齢が高くなるほど死傷者が多くなる傾向があり、「60歳以上」の死傷者が60人、「50～59歳」の死傷者が54人となり、「50歳以上」の死傷者の構成比が全体の60.3%を占め、死傷者全体の6割以上が50歳以上の労働者となりました。

令和6年と同様、中高年層の労働者の災害が多発しておりますので、「エイジフレンドリー指針」をはじめとした高年齢労働者の災害防止に係る対策の徹底が重要になってきます。

【経験期間別の傾向】

続いて、被災者の経験期間別の傾向について紹介します。

経験期間が「10年以上」の死傷者は74人となり、前年より12人増加しました。また、経験期間が「5年以上」の死傷者の構成比は全体の50.8%を占め、死傷者の約半数が「5年以上」の経験を有する労働者となりました。

一方、経験期間が「1年未満」の死傷者は34人となり、前年より17人減少しました。

中堅からベテラン労働者による災害が多発しておりますので、慣れによる危険感受性の低下を防ぐため、定期的な安全衛生教育等の充実化に取り組んでいただきたいと思っております。

※次ページに続く。

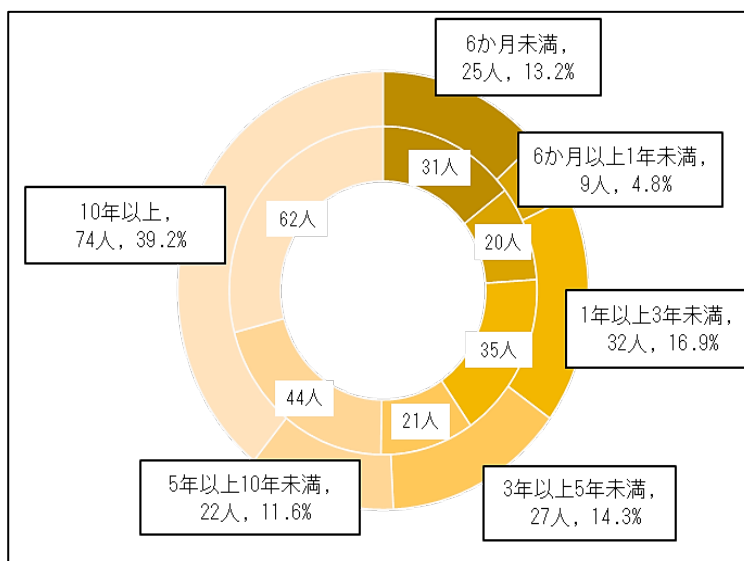


図5 経験期間別の発生状況

【月別・型別の傾向】

続いて、月別・型別の傾向について紹介します。

月別では、「7月」の死傷者が21人と最も多くなり、次いで「2月」の死傷者が20人と続きます。なお、10月に最も多かった事故の型は、「動作の反動・無理な動作」で9人となっております。

一方、最も死傷者が少なかった月は「12月」であり、死傷者は8人となりました。

「転倒」による死傷者は、「1月」(10人)と「2月」(9人)に多くなっております。**冬季は積雪や凍結の影響で転倒災害が増加しやすくなっていますので、冬季災害の対策の徹底をお願いします。**

また、「5月」、「6月」、「12月」を除いた月では、15人～21人の死傷者数で推移しており、**時季に大きな偏りなく災害が発生していると考えられますので、冬季に限らず、いずれの時季でも各災害の対策を徹底する必要があります。**

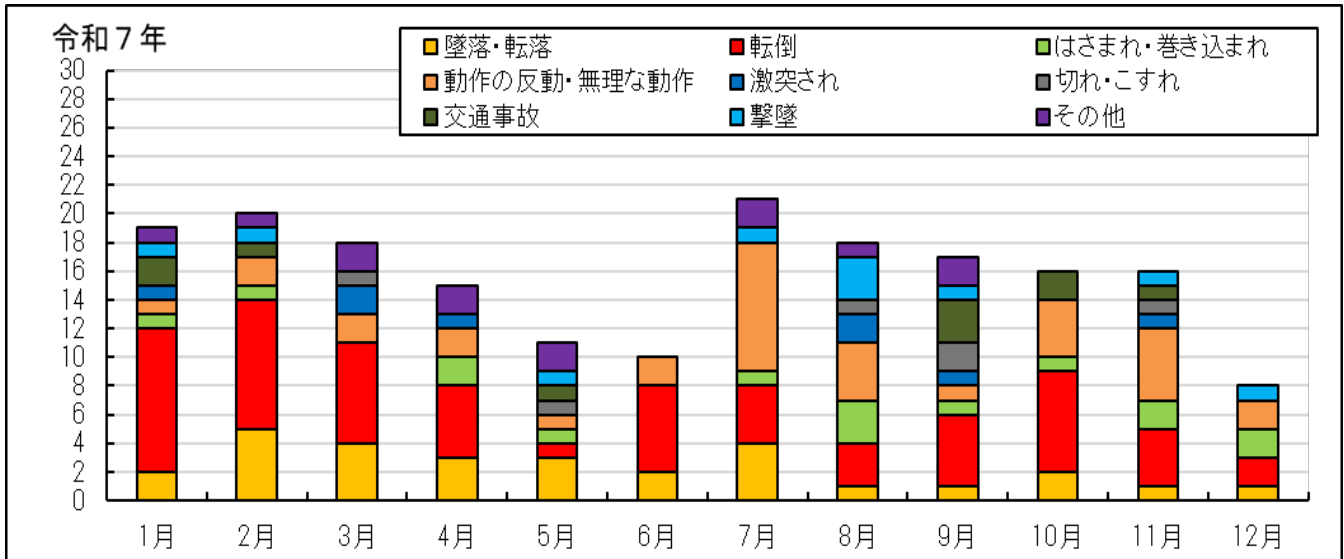


図6 月別・型別の発生状況

【業種別の傾向】

最後に業種別の傾向を紹介します。業種別の詳細は、次のページの表をご覧ください。

死傷者の多い順（中分類）では、「卸売業・小売業」(29人・対前年比1人増加)、「保健衛生業」(22人・対前年比4人減少)、「道路貨物運送業」(16人・対前年比7人増加)となりました。

「製造業」(大分類)では、対前年比で19人、率にして34.5%減少し、36人となりました。その中で最も死傷者が多かったのが「食品製造業」で、死傷者は12人となりましたが、前年より11人減少しました。

「建設業」(大分類)では、対前年比で1人、率にして4.2%増加し、25人となりました。最も死傷者が多かったのが「建築工事業」で、死傷者は11人、そのうち、「木造建築工事業」の死傷者は9人で、対前年比で4人増加しました。「その他の建設業」の死傷者は8人で、対前年比で5人増加しました。

「運輸貨物業」(大分類)では、対前年比で2人、率にして13.3%増加し、17人となりました。特に、「道路貨物運送業」の死傷者は16人となり、対前年比で7人増加しました。

「林業」では、対前年比で2人、率にして40.0%増加し、7人となりました。

「土木工事業」、「農業・畜水産業」、「保健衛生業」で死亡災害が発生し、合計4人が死亡しました。

全体的に多くの業種で死傷者が減少しましたが、「道路貨物運送業」や「その他建設業」等で死傷者が増加しました。

また、死亡者が令和6年より増加してしまいましたので、令和8年は死亡災害0を目指すためにも皆様の一層のご協力をお願いいたします。

※次ページに詳細を添付

＜第1表＞ 令和7年(1月1日～12月末日) 業種別労働災害発生状況(統計値)

大町労働基準監督署

| 業 種 | | 休業4日以上の災害 | | | | |
|---------|---------------------------------|-----------|---------|---------|---------------|----------|
| | | 令和5年 | 令和6年 | 令和7年 | 対前年増減 (人数) | 対前年増減(%) |
| 製造業 | 食 料 品 製 造 業 | 13 | 23 | 12 | ▲ 11 | |
| | 織 維 ・ 織 維 製 品 製 造 業 | | | | | |
| | 木 材 ・ 木 製 品 製 造 業 | 3 | | | | |
| | パ ル プ ・ 紙 ・ 紙 加 工 品 ・ 印 刷 製 本 業 | 1 | 1 | 1 | | |
| | 化 学 工 業 | (1) 3 | 4 | 2 | ▲ 2 | |
| | 窯 業 ・ 土 石 製 品 製 造 業 | 2 | 2 | 1 | ▲ 1 | |
| | 鉄 鋼 ・ 非 鉄 金 属 製 造 業 | 1 | 1 | | ▲ 1 | |
| | 金 属 製 品 製 造 業 | 7 | 4 | 6 | 2 | |
| | 一 般 機 械 器 具 製 造 業 | 6 | 3 | | ▲ 3 | |
| | 電 気 機 械 器 具 製 造 業 | 8 | 13 | 9 | ▲ 4 | |
| | 輸 送 用 機 械 器 具 製 造 業 | | 3 | 1 | ▲ 2 | |
| | 電 気 ・ ガ ス ・ 水 道 業 | | | 1 | 1 | |
| | そ の 他 の 製 造 業 | 2 | 1 | 3 | 2 | |
| | 小 計 | (1) 46 | 55 | 36 | ▲ 19 | ▲ 34.5% |
| 鉱 業 | | | 1 | | ▲ 1 | ▲ 100.0% |
| 建設業 | 土 木 工 事 業 | 4 | 5 | (2) 6 | (2) 1 | |
| | 建 築 工 事 業 | 5 | (3) 16 | 11 | (▲ 3) ▲ 5 | |
| | う ち 木 造 建 築 工 事 業 | 3 | 5 | 9 | 4 | |
| | そ の 他 の 建 設 業 | 5 | 3 | 8 | 5 | |
| | 小 計 | 14 | (3) 24 | (2) 25 | (▲ 1) 1 | 4.2% |
| 運輸貨物業 | 道 路 貨 物 運 送 業 | 12 | 9 | 16 | 7 | |
| | そ の 他 の 運 輸 交 通 業 | 6 | 6 | 1 | ▲ 5 | |
| | 陸 上 貨 物 取 扱 業 | | | | | |
| | 小 計 | 18 | 15 | 17 | 2 | 13.3% |
| 林 業 | | 2 | 5 | 7 | 2 | 40.0% |
| その他の事業 | 農 業 ・ 畜 水 産 業 | (1) 7 | 3 | (1) 6 | (1) 3 | |
| | 卸 売 業 ・ 小 売 業 | 33 | 28 | 29 | 1 | |
| | 通 信 業 | 4 | 6 | 6 | | |
| | 保 健 衛 生 業 | 16 | 26 | (1) 22 | (1) ▲ 4 | |
| | 旅 館 業 | 7 | 12 | 8 | ▲ 4 | |
| | 飲 食 業 | 3 | 3 | 4 | 1 | |
| | そ の 他 接 客 娯 楽 業 (ゴ ル フ 場 等) | 7 | 6 | 9 | 3 | |
| | 清 掃 ・ と 畜 業 | 3 | 5 | 5 | | |
| | ビ ル 管 理 業 | (1) 1 | 1 | | ▲ 1 | |
| | 上 記 以 外 の 業 種 | 17 | 23 | 15 | ▲ 8 | |
| | 小 計 | (2) 98 | 113 | (2) 104 | (2) ▲ 9 | ▲ 8.0% |
| 合 計 | | (3) 178 | (3) 213 | (4) 189 | (1) ▲ 24 | ▲ 11.3% |
| 死 亡 災 害 | | 3 | 3 | 4 | 1 | |

(注) 1. () 書きは、死亡者数で死者数の内数である。2. 単位：人 3. 新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害を除く。

労災隠しは犯罪です！「労働者が業務中等に負傷し、又は中毒や疾病にかかったことにより、死亡もしくは休業を要した場合」労働安全衛生法により事業者には『労働者死傷病報告』の提出が義務付けられています。死亡及び休業4日以上の場合、遅滞なく、「労働者死傷病報告」を所轄労働基準監督署長へ届け出ましょう。なお、「労働者死傷病報告」は電子申請が義務化となっておりますので、電子申請で届け出てください。